



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 3 月 2 日 (木 曜 日) 第 386 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1

### 告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定…… (障がい福祉課) 2

○保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 2

○保安林の指定予定の通知…… ( " ) 3

○保安林の指定実施要件の変更予定…… ( " ) 3

○保安林の指定実施要件の変更予定の通知の宛先  
人不明について (2件) …… ( " ) 3

○道路の区域の変更…… (道路保全課) 3

○宅地建物取引業者に対する聴聞…… (建築住宅課) 4

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見…… (商工政策課) 4

○技能検定 (前期) の実施…… (雇用労働政策課) 4

○技能検定 (随時実施2級) の実施…… (雇用労働政策課) 6

○技能検定 (随時実施3級) の実施…… ( " ) 7

○技能検定 (基礎級) の実施…… ( " ) 9

○公共測量の実施の通知…… (管理課) 10

○公共測量の終了の通知…… ( " ) 10

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…… (建築住宅課) 10

### 人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……10

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……11

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3  
分の1の数……13

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分  
の1の数……14

### 雑 報

○一ツ葉有料道路の障害者に対する料金の変更の  
公告……14

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第6号

#### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和46年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(許可の申請に係る添付書類)	(許可の申請に係る添付書類)
第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。	第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書 ア～カ [略]	(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書 ア～カ [略]
キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書	キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第55条第3項、 <u>第4項第1号若しくは第2号、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により許可を受ける場合</u> 次に掲げる図書
(ア)～(ウ) [略]	(ア)～(ウ) [略]
ク [略]	ク [略]
(4) [略]	(4) [略]
(建築計画概要書等の閲覧)	(建築計画概要書等の閲覧)

第21条 省令第11条の4第3項の規定による同条第1項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧場所は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
2～6 [略]

第21条 省令第11条の3第3項の規定による同条第1項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧場所は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
2～6 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 164号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 5 columns: 事業番号, 指定障害児通所支援事業所 (名称, 所在地), 指定障害児通所支援事業者 (名称, 主たる事務所の所在地), 指定年月日, 事業等の種類. Row 1: 4552000392, エミエル, 児湯郡新富町大字三納代2408番地2, 真ちゃれんじれんじ株式会社, 児湯郡新富町大字三納代2408番地2, 令和5年3月1日, 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（多機能型）

宮崎県告示第 165号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中水流5643-1、5643-2、字堂尻5755から5757まで、5762、5765から5768まで、5769-1、5770-1、5773、5774-1、5776-1、5778、5780、5803、5808から5810まで、5813、5815、字矢村5922、5926、5928、5936、5949、5952から5955まで、5956-1、字熊ノ谷6007（次の図に示す部分に限る。）、6005-1、6005-3、字空松6010、6013、6014-1、6015

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字矢村5926・字空松6014-1・6015（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 166号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字六字4767-12、4767-14、4767-30、4767-32、4767-34、4767-36

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 167号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字檜原4768-10、字滝ノ内4785-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 168号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字古賀向2133-1、2133-2、2133-25から2133-29まで、字一ノ瀬2382-1、2382-2、2382-4

2 指定の目的 水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字一ノ瀬2382-2・2382-4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 169号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字矢村5926、字空松6014-1、6015

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 170号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和5年宮崎県告示第71号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

## (1) 小林市役所

榎田サナエ、榎田伊助、久保田正昭、久木田サツエ、宮窪清五郎、古川まいこ、青木三穂子、青木清子、坪井隆良、田中清太郎、保揚枝助次郎

## (2) えびの市役所

丸田市内、松本眞、上田代休左衛門、二宮ノク、齋藤実

## 2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第71号によること。

## 宮崎県告示第 171号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和5年宮崎県告示第72号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属するえびの市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

えびの市役所

永田利治、永田利治、三船文字、壹岐アヤ子

## 2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第72号によること。

## 宮崎県告示第 172号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
378	県道	清武南 インタ ー線	宮崎市清武 町今泉字柳 ヶ谷乙1922 番1地先か ら同市同町 今泉同字乙 1866番9ま で	旧	11.3～ 97.0	173.9
			宮崎市清武 町今泉字柳 ヶ谷乙1922 番1地先か ら同市同町 今泉同字乙 1866番9ま で	新	11.3～ 96.1	173.9
			宮崎市清武 町今泉字柳 ヶ谷乙1866 番8から同 市同町今泉 同字乙1834 番18まで		13.5～ 38.2	185.2

宮崎県告示第 173号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第 2 項の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 日時 令和 5 年 3 月 10 日 午後 2 時
- 2 場所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号 宮崎県防災庁舎 7 階県土整備部会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 商号又は名称 株式会社浜荘産業
  - (2) 代表者氏名 濱畑 一裕
  - (3) 主たる事務所の所在地 都城市郡元町2868番地14
  - (4) 免許証番号 宮崎県知事（8）第3571号
  - (5) 免許年月日 令和 3 年 4 月 17 日

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成 6 年宮崎県規則第 41 号）第 4 条第 1 項の規定により、聴聞の期日の 5 日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
延岡市昭和町複合店舗  
延岡市昭和町 2 丁目 2286 番 1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和 5 年 2 月 3 日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 3 日まで

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条第 2 項の規定により、令和 5 年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施職種（作業）
  - (1) 1 級及び 2 級  
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP 防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
  - (2) 3 級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事業)

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、上記1のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和5年6月6日(火曜日)から令和5年9月10日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

(ア) 実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 18,200円

ただし、次の(イ)から(ウ)までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする25歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に掲げる者を除く。)であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(以下「雇用保険被保険者」という。)であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 9,200円

(ウ) 技能検定3級の実技試験を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。))を除く。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。(ウ)において同じ。)であって、(ウ)に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 12,100円

(エ) 技能検定3級の実技試験を受けようとする25歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)であって、雇用保険被保

険者であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 3,100円

なお、上記(イ)及び(ウ)に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和5年5月30日(火曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検定職種(作業)	実施期間
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業) ※3級の等級の職種が対象	令和5年7月9日 (日曜日)
造園(造園工事作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業) ※3級以外の等級の職種が対象	令和5年8月20日 (日曜日)
機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム	令和5年8月27日 (日曜日)

<p>工事作業) ※3級以外の等級の職種が対象</p>		<p>もの限り、受け付ける。 エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。</p>
<p>園芸装飾（室内園芸装飾作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事業）、表装（表具作業、壁装作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ工事業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業） ※3級以外の等級の職種が対象</p>	<p>令和5年9月3日 （日曜日）</p>	<p>5 手数料の納付方法等 (1) 実技試験の手数料の額（18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3(1)ウ(イ)から(ロ)までに掲げる額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて提出すること。 (2) 手数料は、銀行振込により納入すること。 (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。 (4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等 (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。 (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、3級については令和5年8月25日（金曜日）に、その他については令和5年9月29日（金曜日）に県庁ホームページにて公表する。 (3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。 また、このほか、厚生労働大臣から、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。</p>
<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。ただし、氏名及び生年月日が確認できるものに限る。 (ア) 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。）、日本パスポート（写真欄） (イ) 住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書 (ロ) 特別永住者証明書 (ハ) 健康保険被保険者証 (ニ) 生徒手帳又は学生証 (ホ) 在留カード (ヘ) 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>(3) 受付期間 令和5年4月3日（月曜日）から令和5年4月14日（金曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。 イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。 ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のある</p>	<p>7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階） 電 話 0985（26）7107 宮崎県職業能力開発協会 電 話 0985（58）1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度技能検定試験（随時実施2級）を次のとおり実施する。 令和5年3月2日 宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <p>1 実施職種（作業） さく井（パーカッション式さく井工事業、ロータリー式さく井工事業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配</p>	

電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

## 2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は2級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 受検資格

随時実施2級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者とする。

## 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

実技試験は、令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 18,200円

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

学科試験は、令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 3,100円

## 5 受検申請の手続

### (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)まで

### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 7 合格の発表等

実技試験又は学科試験の可否通知

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、随時実施2級の技能検定の合格者には2級技能士章を交付する。

## 8 その他

前期及び後期における2級技能検定と随時実施における2級技能検定は、同等のものであるが、随時実施2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施2級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和5年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実施する。



令和5年3月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 実施職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は3級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和5年4月1日(土曜日)から令和6年3月31日(日曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、随時実施3級の技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。



なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度技能検定試験（基礎級）を次のとおり実施する。

令和5年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 実施職種（作業）

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業）、冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

## 2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は基礎級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

実技試験は、令和5年4月1日（土曜日）から令和6年3

月31日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

### ウ 手数料

全職種 18,200円

### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受験申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

### ア 実施期日

学科試験は、令和5年4月1日（土曜日）から令和6年3月31日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

### ウ 手数料

全職種 3,100円

## 4 受検申請の手続

### (1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

令和5年4月1日（土曜日）から令和6年3月31日（日曜日）まで

### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (3 級基準点、3 級水準点)
- 2 作業地域  
宮崎県西都市穂北他、高鍋町上江他、新富町新田他、木城町川原他
- 3 作業期間  
令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量 (基準点測量)
- 2 作業地域  
宮崎県児湯郡新富町
- 3 作業終了日  
令和 5 年 2 月 6 日

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 13 条の規定により、令和 5 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和 5 年 7 月 2 日 (日曜日) 午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで	令和 5 年 9 月 10 日 (日曜日) 午前 11 時から午後 4 時まで
木造建築士試験	令和 5 年 7 月 23 日 (日曜日) 午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで	令和 5 年 10 月 8 日 (日曜日) 午前 11 時から午後 4 時まで

## 2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 JA・AZMホール	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 JA・AZMホール
木造建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 JA・AZMホール	宮崎市大字恒久 4241 番地 宮崎県職業能力開発促進センター (ポリテクセンター宮崎)

## 3 受験申込み

受験申込みは、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和 5 年 4 月 10 日 (月曜日) までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部 (電話 050-3033-3822) まで問い合わせること。

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ ( <a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a> )	令和 5 年 4 月 3 日 (月曜日) 午前 10 時から令和 5 年 4 月 17 日 (月曜日) 午後 4 時まで

## 4 受験手数料

18,500 円

## 5 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課 (電話 0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部 (電話 092-471-6310) 又は一般社団法人宮崎県建築士会 (電話 0985-27-3425) まで問い合わせること。

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度					別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度				
採用試験の種類	採用試験の対象となる職			知識、技能その他の能力の程度	採用試験の種類	採用試験の対象となる職			知識、技能その他の能力の程度
職員採用試験（大学卒業程度）	1 行政職給料表級別基準職務表の級1級の職のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条に規定する大学（以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]			[略]	職員採用試験（大学卒業程度）	1 行政職給料表級別基準職務表の級1級及び2級の職のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条に規定する大学（以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2・3 [略]			[略]
[略]					[略]				
[略]					[略]				
別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	主として警察事務に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	[略]		職員採用試験（大学卒業程度）	警察行政	主として警察行政に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	[略]	
[略]	[略]				[略]	[略]			
[略]					[略]				
職員採用試験（高等学校卒業程度）	[略]	主として警察事務に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	[略]		職員採用試験（高等学校卒業程度）	警察行政	主として警察行政に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	[略]	
[略]	[略]				[略]	[略]			
[略]					[略]				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和5年3月2日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
  - (2) 貴重品運搬警備業務2級
  - (3) 雑踏警備業務1級
  - (4) 雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
    - ア 貴重品運搬警備業務1級
    - イ 学科試験

令和5年6月6日（火）午前9時から午前11時まで
  - (イ) 実技試験

<p>令和5年7月5日(水)午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務2級</p> <p>(ア) 学科試験 令和5年6月6日(火)午前9時から午前11時まで</p> <p>(イ) 実技試験 令和5年7月4日(火)午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級</p> <p>(ア) 学科試験 令和5年6月6日(火)午前9時から午前11時まで</p> <p>(イ) 実技試験 令和5年6月27日(火)午前9時から午後5時まで</p> <p>エ 雑踏警備業務2級</p> <p>(ア) 学科試験 令和5年6月6日(火)午前9時から午前11時まで</p> <p>(イ) 実技試験 令和5年7月11日(火)午前9時から午後5時まで</p> <p>オ 検定当日の受付時間 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>ア 学科試験 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559番地1)</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級、雑踏警備業務2級 宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559番地1)</p> <p>(イ) 雑踏警備業務1級 鹿児島西警察署(鹿児島市城西3丁目8番10号)</p> <p>(3) 受検定員 いずれの検定も30人(鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)</p> <p>3 検定の受検資格</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>(3) 雑踏警備業務1級</p> <p>ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(4) 雑踏警備業務2級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>4 検定の方法及び内容</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級</p>	<p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(3) 雑踏警備業務1級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(4) 雑踏警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 雑踏の整理に関すること。</p>
--	--

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付期間及び時間帯

ア 令和5年3月27日(月)から同年4月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

## (2) 提出書類

## ア 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第9条の検定申請書(検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。) 1通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(前記3の(1)のイに該当する場合に限る。)

(カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書(前記3の(1)のイに該当する場合に限る。)

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

## イ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

## ウ 雑踏警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(前記3の(3)のイに該当する場合に限る。)

(カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(前記3の(3)のイに該当する場合に限る。)

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

## エ 雑踏警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(オ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

## (3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

## 6 検定手数料

(1) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

(2) 雑踏警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

(3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(5) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

**選挙管理委員会告示**

## 宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年2月13日現在次のとおりである。

令和5年3月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,902人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,884人

**宮崎県選挙管理委員会告示第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和5年2月13日現在次のとおりである。

令和5年3月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

東臼杵郡選挙区 7,503人

雑 報

**宮崎県道路公社公告第1号**

一ツ葉有料道路の料金に係る優遇措置を次のとおり変更し、令和5年3月27日から適用するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する。

令和5年3月2日

宮崎県道路公社理事長 大 西 祐 二

障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、宮崎県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮崎県道路公

社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき宮崎県道路公社が別に定めるもの（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、宮崎県道路公社が別に定めるもの

なお、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、宮崎県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率

割引率は、50%以下とする。

注) 宮崎県道路公社が別に定める事項は、障害者有料道路通行料金割引措置実施要領において定めることとする。